



## 国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005  
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

**平成29年度の保険料は  
月額16,490円**

毎月の保険料は、納付書、口座振替、クレジットカードで納めることができます。

また、1年、6カ月など定められた月数分をまとめて前払いすると、割引が適用されてお得です。詳しくは、市民課、各支所または年金事務所へお問い合わせください。

第3号被保険者	第2号被保険者	第1号被保険者	どんな人が?	加入の届け出は?	保険料の納付は?
第2号被保険者に扶養されている配偶者	会社員・公務員など	無職・自営業者など	本人が市役所に届け出	本人が納付	なし (配偶者の加入制度が負担)
配偶者の勤め先が届け出	勤め先が届け出	本人が納付	本人が納付	本人が納付	なし (配偶者の加入制度が負担)

**日本に住む20歳以上60歳未満の人は公的年金に加入義務があります**

国民年金は全ての公的年金の基礎になるものです。日本に住む20歳以上60歳未満の人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。結婚や就職、退職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きすることが必要です。



## 税のお知らせ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006  
観音寺税務署 ☎25-2191

**確定申告の内容に誤りがあったときは税額を多く申告していたとき**

「更正の請求」により正しい税額に訂正することができます。

平成24年～28年分は、法定申告期限から5年以内に、更正の請求書を観音寺税務署に提出してください。

**税額を少なく申告していたとき**

「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

修正申告によって新たに納める税額には延滞税がかかるので、できるだけ早く修正申告書を観音寺税務署に提出し、納税してください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

**手続きに当たっての留意点**

確定申告書、修正申告書および更正の請求書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。なお、提出する際には、**マイナンバーの記載および本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります**。

各種書式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

**期限内に納付できなかった場合は**

期限内に納付できなかった場合や、振替納付日に振替口座の残高不足などで振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。

**社会保険労務士による無料年金相談**

●日時・場所  
4月12日(水) 三豊市役所西館  
4月25日(火) 山本庁舎  
午前10時～午後3時

●持っていくもの  
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。

●問い合わせ  
街角の年金相談センター高松(オフィス)  
☎087・811・6020

**学生納付特例制度について**

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

対象は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する人です。

承認期間は4月から翌年3月までです。

**申請の手続き**

年金手帳、学生証のコピー(有効期限が表記されているもの)または在学証明書(原本)、認印を持って、市民課、各支所または年金事務所へ手続きをしてください。

この場合、金融機関(日本銀行歳入代理店)または観音寺税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付することになります。

**確定申告の振替納付日**

平成28年分の確定申告の振替納付日は、次のとおりです。

所得税および復興特別所得税  
4月20日(木)  
個人事業者の消費税および地方消費税  
4月25日(火)

※平成29年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

- ・納期限の翌日から2カ月を経過する日まで・・・年2.7%の割合
- ・納期限の翌日から2カ月を経過する日の翌日以後・・・年9.0%の割合

**4月は未成年者飲酒防止強調月間です**

成長過程にある未成年者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるように、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。



## 65歳以上の被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

**国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の仮徴収が4月から始まりました**

仮徴収とは、平成29年度の所得が確定するまで暫定的に保険税や保険料を年金から天引きで納めることです。

仮徴収の額は、2月の天引き額と同額で、4月、6月、8月に支払われる年金から天引きされます。ただし、年金引きが新たに始まる人(2月に年金天引きがされていない人)は、平成27年中の所得をもとに仮計算された保険料(料)が、それぞれ仮徴収されます。

なお、世帯主が75歳(後期高齢者医療被保険者)になる年度からは国民健康保険税は年金天引きされず、普通徴収となります。

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金天引きしている人で、口座振替による納付を希望する人は、金融機関で口座振替の手続きをした後、税務課または各支所へ納付方法変更申請書を提出してください。

※平成29年度の普通徴収・特別徴収の通知は7月上旬(後期高齢者医療保険料は7月中旬)に送付します。

詳しくは税務課までお問い合わせください。



## お気軽にどうぞ「オレンジかふえ みとよ」へ

▶問い合わせ 市地域包括支援センター(介護保険課内) ☎73-3017

こんなお悩みはありませんか?  
どなたでもお気軽にお立ち寄りください

自分	・物忘れが増えてきて心配 ・同じ悩みを抱えている人と交流したい
支える家族	・家族同士で気軽に話がしたい ・自分の悩みを誰かに相談したい ・専門職に話を聞いてもらいたい
地域の人	・認知症について学びたい ・何かお手伝いしたい

みんなどおしゃべりしたり、お茶を飲んだり、ほっとするひと時を過ごしましょう

市地域包括支援センターでは、認知症が気になる人や認知症の人とその家族、地域の人も、さまざまな人が安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実を図るため、4月から「オレンジかふえ みとよ」を始めます。

医療・介護・福祉の専門職も毎回参加します。ぜひお気軽にお越しください。

**日時** 毎月第3木曜日 午後2時～4時  
**場所** 太陽の家(三野町保健センター内)  
**参加費** 1人100円

